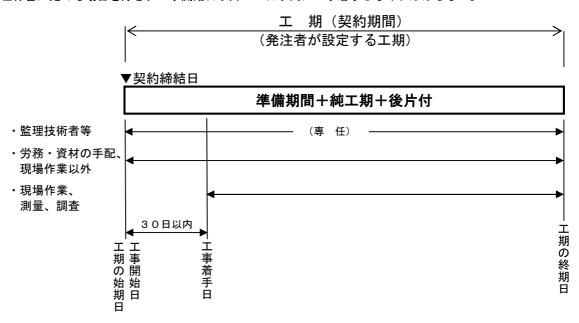
## 土木工事における工期の考え方

## 【従来の工事】

※仕様書に定める場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければばらない。



※現場作業:現場事務所設置、現場へ資材搬入等

## 【事前準備期間の対象工事】

- ※工事開始日を工期の始期とみなして運用するもの。
- ※工事開始日までは監理技術者等の配置は要しない。
- ※仕様書に定める場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければばらない。

